

電気需給契約書（案）

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

発注者 小城市（以下「発注者」という。）と受注者（以下「受注者」という。）は、小城市 30 施設（高圧電力）で使用する電力供給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 受注者は、仕様書に基づき、小城市 30 施設で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第 2 条 契約期間は、令和 8 年 12 月 1 日 00 時 00 分から令和 10 年 11 月 30 日 24 時 00 分までとする。

（履行場所及び契約金額）

第 3 条 履行場所及び契約金額（単価）は別紙履行場所及び契約単価一覧表のとおりとする。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給（託送）条件によるものとする。

3 当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める電気量料金の変動又は受注者の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、発注者及び受注者の協議の上これを決定することができる。

（契約保証金）

第 4 条 発注者は、小城市財務規則第 104 条第 2 項第 3 項の規定に基づき、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 5 条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承認を得たとき、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 4 に規定する金融機関に対して、売掛債権（第 12 条第 1 項に規定する受注者の電気料金の

支払いの請求に係る権利をいう。)を譲渡するときは、この限りではない。

(機密の保持義務)

第6条 発注者及び受注者は、法律、条例等により開示を義務づけられている場合及び相手の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、第2条に規定する契約期間終了後又はこの契約解除後においても同様とする。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の決定)

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500キロワットを超えて変更する必要がある場合は、最大需要電力等をもとに発注者と受注者の協議により定めることとする。

(契約電力の変更)

第9条 契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上変更する。

2 契約電力が500キロワット以上の契約において、最大需要電力が契約電力を超過した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、発注者は当該協議において、決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

第10条 受注者が管轄の一般送配電事業者と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務は受注者が負担するものとする。

(検針及び計量)

第11条 検針日及び検針方法は、発注者と受注者が協議により定める。計量日は原則として各月1回とし、発注者が使用した電力量(以下「使用電力量」という。)を毎月1日の午前0時から当該月の最終日の24時までの期間(以下「計量期間」という。)に電力量計に記録された値によるものとする。

2 前項によりがたい場合は、発注者と受注者の協議のうえ計量日を決定するものとする。

(料金の算定)

第 12 条 料金の算定は、第 11 条に定める計量期間 1 月毎に、その使用電力量等により行う。

- 2 料金は、基本料金、電力量料金、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。なお、代金の計算における金額の単位は円単位とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。
- 3 前項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものであるが、当該月の力率が 85%を上回る場合は、その上回る 1 %につき基本料金を 1 %割引し、85%を下回る場合は、その下回る 1 %につき基本料金を割り増しするものとする。

(支払及び遅延利息)

第 13 条 受注者は第 12 条によって算出した金額を 1 月毎に発注者に請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に支払わなければならない。

- 2 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、前項の約定期間内に請求金額を支払わなかった場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算定した金額を遅延利息として支払わなければならない。

(契約の変更)

第 14 条 本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適切となったと認められる場合には、発注者と受注者の協議の上、契約の全部又は一部を変更することができるものとする。

(契約の解除)

第 15 条 発注者は、受注者からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 受注者が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 受注者が正当な理由がなく契約の履行のため発注者が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対

策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届けなかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第16条 受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第3条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(談合等による解除)

第17条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定による契約解除をした場合において、受注者に損害が生じてもその責めを負わない。

（損害賠償）

第 18 条 第 15 条の規定による解除の場合は、発注者は受注者に損害賠償を請求できるものとする。

2 前項に規定する損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

3 前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として排除措置命令又は刑が確定した日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第 3 条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第 3 条に定める基本料金を加算した額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も同様とする。

4 発注者は、受注者が独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付を同法第 7 条の 2 第 10 項、第 11 項又は第 12 項の規定により減免されたときは、前項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得た額を当該賠償金の額から減額することができる。

（特約事項）

第 19 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（協議）

第 20 条 本契約条項について疑義が生じたとき又は本契約条項に定めのない事項は必要に応じて、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
 名 称 小城市長 南里 隆

受注者 住 所
 名 称